

日本国際教育支援協会 派遣留学生向け新保険制度

学研災付帯 海外留学保険 「付帯海学」のご案内

「付帯海学」は学研災加入者を対象とした海外旅行保険のペットネームです。

公益財団法人 日本国際教育支援協会
(幹事損保会社) 東京海上日動火災保険株式会社

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
弊社業務につきましては毎々格別のご高配を賜り有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、国際的な産業競争力の向上や国と国の絆の強化の基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を図るため、大学教育のグローバル化のための機運が高まっている中、貴大学におかれましても学生における海外留学推進のお取組を益々進展されていくことと拝察致します。

そのような中で、派遣留学や海外研修など大学が関与する留学において、大学に「安全配慮義務」が課せられていることから、既に貴大学におかれましても、大学として鋭意多くの対策を講じておられることと存じます。

一方で、体制構築と同時に、渡航期間中のアクシデントを総合的に補償する「海外旅行保険」への加入を学生に徹底する事も、大学の重要なリスクマネジメントであり、学生の側に立った対策も不可欠となってきております。

そこで、この度、全国の大学からの要請に応える形で、派遣留学生向けの新制度「学研災付帯 海外留学保険(付帯海学)」を立ち上げることに致しました。

この保険は、教育研究活動中の傷害保険「学研災」加入者が、その上乘せの保険として付保できる専用の海外旅行保険となっており、全国制度とすることで保険加入者に保険料面でのメリットを提供するものです。

また、次ページ記載のとおり大学担当者におかれましては、最小限の業務によって保険加入の管理・運営ができる、魅力的な制度となっています。

つきましては、貴大学の危機管理および学生の安心・安全に大きく寄与できる制度「付帯海学」を、何卒ご検討いただき、ご採用賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 「付帯海学」保険制度の採用のメリット

貴大学にて本保険制度をご採用いただくことによるメリットは以下の通りとなります。

最小限の業務で学生向けの保険制度が運営できます。

大学が加入する従来の海外旅行保険とは異なり、「付帯海学」は、大学は保険契約上の当事者にはなりませんので、最小限の業務で保険制度が運営できます。

大学には不要な業務

- ◆保険契約の締結（申込書への調印等）
- ◆保険料の支払い
 - ・保険料は、原則として学生本人に直接負担いただきます。
 - ・通常、大学が単独で海外旅行保険の包括契約を契約する場合には暫定保険料が発生しますが、その支払いも不要です。
(契約者である日本国際教育支援協会が一括手続きします)。

大学にお願いする業務（詳細は4ページ参照）

- ◆学生への本制度加入と提携代理店との連携
 - ・対象となる学生は、全員が本制度へ加入いただく必要があります。
 - ・提携代理店と円滑な契約手続きができるよう連携をお願いします。
- ◆学生の管理簿等の備付
 - ・氏名・留学先・期間などが分かる帳票で管理いただきます。

学生が均一な補償・サービスを受けることができるため、大学の危機管理に有効です。

- ◆対象となる学生全員が本保険制度に加入するため、加入漏れや補償不足などの問題が発生することなく、大学が全ての学生の保険管理をすることができます。
- ◆保険金のお支払いだけでなく、海外における各種支援サービス(8ページ参照)が提供できるため、万が一の重大事故の場合には、大学と幹事損保会社の東京海上日動火災保険(株)が連携して対応することができます。

1. 「付帯海学」保険制度の採用のメリット

学生が本保険制度にご加入するメリットは以下の通りとなります。

学研災の補償を活かした合理的な補償プランとなっております。

死亡補償などは学研災の補償を極力活かして最低限とし、学生にとって重要性の高い治療・救援費用と賠償責任部分に十分な補償を設定しております。

(学生個人が手配する場合、このようなプランを自由に選択できないことが一般的です。)

一般の契約と比べてお支払いいただく保険料が割安です。【制度発足の2015年度から適用】

- ◆2015年度は、「包括割引」の最大値である▲15%で募集をいたします。次年度以降も、前年度の保険加入者数が一定の条件を満たす場合は、最大▲15%の割引を適用できます。
- ◆包括割引は本保険制度の採用大学のスケールメリットが活かされ、単独の大学では適用できない割引が適用できる可能性があります。

過去の損害率に応じた保険料の割増引が適用されます。【2016年度以降に適用予定】

- ◆次年度以降、前年度まで保険料が一定規模になった場合には、本保険制度の支払い実績に基づいて算出される割増引である「過去の損害率による割増引」を適用致します。
- ◆過去の損害率による割増引も本保険制度の採用大学のスケールメリットが活かされ、損害率によっては単独の大学では適用できない割引が適用できる可能性があります。

2. 「付帯海学」保険制度の契約内容

保険内容

- (1) 保険種類 : 海外旅行保険 (幹事損保会社: 東京海上日動火災保険株)
- (2) 制度開始時期: 2015年6月1日以降の留学が対象 (2015年度夏期の短期留学等から対象にできるスケジュールで考えております。)

保険契約の当事者

- (1) 保険契約者: (公財) 日本国際教育支援協会
- (2) 被保険者 : 貴大学に在籍する学生のうち、下記の定義に該当する派遣留学生
- (3) 代理店 : 貴大学と相談のうえ決定させていただきます。(幹事は東京海上日動の代理店となります。)

保険加入の対象となる学生および留学の定義

- (1) 学生の定義 : 学研災に加入している学生 (未加入の場合は加入していただきます。)
- (2) 留学の定義 : ①単位認定する留学プログラムや、大学が承認を行う留学等 (大学が関与しない留学は対象外)
②大学もしくは学部等を単位に、保険加入対象となる留学の定義詳細は事前に貴大学と保険会社間で取り決め、**対象とする留学は学生全員が保険加入していただきます。**
※「包括契約」という形態を取るため、対象となる学生は、必ず全員が加入していただきます。

貴大学にお願いしたいこと

- (1) 対象となる学生に対する本制度の加入と提携保険代理店との連携
※留学時期は集中することから、事前に留学情報を提供する等、学生と代理店が円滑に契約ができるよう連携願います。
- (2) 契約手続きが完了したことの確認 (具体的には、被保険者証コピーおよび払込取扱票コピーの大学側での管理など)
- (3) 学生の氏名・留学期間・留学先等が分かる加入帳票の備付 (様式は問いません。)

3. 学研災および「付帯海学」の補償内容

学研災(+通学特約・付帯賠償)の補償内容

補償内容	補償時間	学研災(通学特約加入)+付帯賠償	付帯海学	
死亡・後遺障害	正課中・学校行事中	【Aタイプ】死亡2,000万円 後遺障害120万円～3,000万円	傷害死亡 300万円	
	学校施設内			
	課外活動中	【Bタイプ】死亡1,200万円 後遺障害 72万円～1,800万円 (正課中、学校行事中以外は半額)	傷害後遺障害 12万円～300万円	
	通学・施設間移動中			
	その他の日常活動	×		
傷害 入院	正課中・学校行事中	日額4,000円 最大180日	治療・救護者費用 5,000万円	
	学校施設内			
	課外活動中			
	通学・施設間移動中			
	その他の日常活動	×		
通院	正課中・学校行事中	治療日数1日以上 3,000円～30万円	治療・救護者費用 5,000万円	
	学校施設内	治療日数14日以上 3万円～30万円		
	課外活動中	治療日数4日以上 6,000円～30万円		
	通学・施設間移動中	×		
	その他の日常活動	×		
疾病	死亡		疾病死亡 300万円	
	入院	24時間	×	
	通院		治療・救護者費用 5,000万円	
その他	救護者費用等	24時間	×	治療・救護者費用 5,000万円
	借家人賠償責任		×	留学生賠償責任 1億円限度
	携行品		×	携行品 10万円
賠償責任	正課中・学校行事中	1億円限度	留学生賠償責任 1億円限度	
	学校施設内	×		
	課外活動中※	1億円限度		
	通学・施設間移動中	×		
	その他の日常活動	×		

「付帯海学」の補償内容

傷害死亡 : 保険金額 300万円

※学研災の対象として、上記に加え、**Aタイプ2,000万、Bタイプ1,200万円**が学研災からお支払いされます。(「正課中」、「学校行事中」以外は半額)

傷害後遺障害 : 保険金額 12万円～300万円

※学研災の対象として、上記に加え、**Aタイプ120万～3,000万円、Bタイプ72万円～1,800万円**が学研災からお支払いされます。(「正課中」、「学校行事中」以外は半額)

疾病死亡 : 保険金額 300万円

治療・救護費用 : 保険金額 5,000万円

留学生賠償責任 : 保険金額 1億円

携行品損害 : 保険金額 10万円

保険料例	保険期間	保険料
包括割引▲15%を適用した場合	3か月	25,370円
	6か月	57,220円
	1年間	121,060円

原則として、全加入者が上記プランになります。

個別のご要望がある場合には別途ご相談させていただきます。但し、補償内容の個別設定には一定の制限がございます。なお、補償内容は、対象とする留学の定義の単位ごとに、全学生共通の内容となります。

詳しくは、『重要事項説明書』、『海外旅行保険ハンドブック』をご用意しておりますので、必要に応じて弊社または取扱代理店までご請求ください。

※課外活動の定義は、学研災と付帯賠償で異なりますので、詳細は「学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険の解説」をご参照ください。

4. 「付帯海学」加入までの手続きの流れ

【本制度の採用申込みまで（大学）】

1. 契約条件等の決定

- (1) 保険加入対象となる留学の定義の決定(4ページ参照)
- (2) 補償内容の確認(5ページ参照)

2. 日本国際教育支援協会への申込み

- (1) 必要事項を記載した所定の用紙(取扱登録票)により、本制度を採用する旨報告。(FAXにて受付)
- (2) 申し込みは本制度採用決定後速やかに実施願います。
(2015年度制度の締切は2015年3月31日まで。)

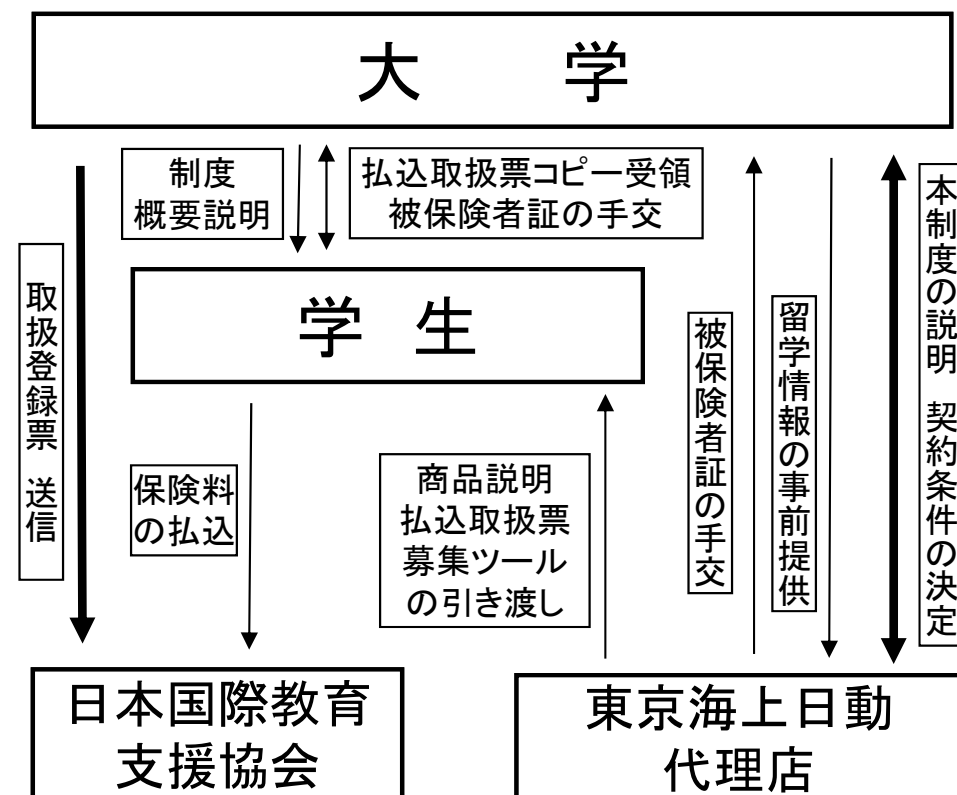
※大学内で本制度採用の決定が、2015年4月1日以降となる場合には、個別に東京海上日動までご相談ください。

【本制度発足後(大学および学生)】

3. 「付帯海学」の加入手続き

- 【大 学】(1) 本制度の開始日2015年6月1日以降に留学する学生に対し、本制度への加入を指導していただきます。
(2) 留学は時期が集中することから、円滑な契約手続きができるよう提携代理店との連携をお願いします。
(3) 加入手続きが完了したものを管理していただきます。

- 【学 生】(1) 提携代理店と保険加入手続きを行います。
(2) 「払込取扱票」を受領、保険料を速やかに振込みます。
(3) 「被保険者証(保険証券)」を大学より受領し、留学に必ず携行していただきます。(不携行の場合、付帯サービスが受けられなくなります。)



* 大学に連携をお願いしたい業務(例)

- ① 契約手続きをするための留学情報の事前提供
(氏名・期間・留学先等が分かる一覧リスト等)
- ② 学生への集合説明会の場の設置など
(商品説明や「払込取扱票」「加入手続き書(控え)」パンフレット・ハンドブック等の手交を一斉にできる機会の設置)
- ③ 手続き済み「払込取扱票」控えのコピーを学生より回収、差し替えに「被保険者証」を手交。
(「被保険者証」のコピーを取り大学で保管、契約管理等に活用)

5. 留学生に対する海外における付帯サービスについて

保険に関する各種相談

- ・最寄りの病院のご案内・ご紹介
- ・保険金請求方法に関する相談
- ・キャッシュレス提携病院のご案内・ご予約
- ・最寄りのクレームエージェントのご案内

キャッシュレス・ メディカルサービス

海外での病気・ケガの際に、東京海上日動の提携病院で「被保険者証」をご提示いただければ、病院で治療費をお支払いいただく必要はありません。

(注)本サービスは期間延長時にはご利用いただけませんが、東京海上日動海外総合サポートデスクにご連絡いただくことにより、支払保証を試みるすることができます。

緊急医療相談 サービス

海外での急病やケガへの対処の仕方など、東京海上日動メディカルサービスに常駐している現役救急医と看護師が、24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

(注)本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はいたしません。

緊急アシスタンス・サービス

・病人・ケガ人の移送手配

緊急移送または転院のために必要な救急飛行機(医療設備付)、定期航空機、ヘリコプター、救急車などの交通機関を被保険者の方の病状や交通事情などの状況に応じて手配します。また、必要に応じて付添医師・看護師の手配を行います。さらに、救急病院で適切な治療が受けられない場合には医療設備が整った病院や専門医のいる病院への転院の手配を行います。

・救援者の渡航手続き、ホテルの手配

被保険者の救援に向かうご家族の宿泊ホテル等の手配、搜索救援機関の紹介・手配を行います。

・ご遺体の日本への移送手配

被保険者が海外で死亡された場合、遺体火葬手配または日本への移送手配を行います。

(注)病気・ケガについて保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。また、治療費・移送費用等の実費がご契約の保険金額を超える場合は、その超過分はお客様の自己負担となります。

トラベルプロテクト

海外短期渡航中に発生するトラブルに対して、緊急時の現金手配や、ホテルの予約、クレジットカード・パスポート紛失の際のサポート等様々なサービスをご提供します。

(注)本サービスは、保険期間(渡航期間)が3ヶ月以内の渡航者に限ります。サービスの内容は予告なく変更される場合があります。

クレームエージェント

海外に長期間滞在する場合に、保険金の請求手続きを海外で行い、帰国まで待たずに保険金を受け取ることができるサービスです。

(注)お支払いには日数がかかりますので、短期間の留学の場合は帰国後に日本でご請求することをおすすめいたします。

6. 海外での事故の際のご対応

留学中にケガや病気、盗難などの様々なトラブルに遭遇した場合には、「東京海上日動海外総合サポートデスク」にご連絡いただくこととなります(一部の国・地域を除きフリーダイヤル)。

「東京海上日動海外総合サポートデスク」では東京海上グループ会社の国際アシスタンス社(INTAC)が、東京で全世界からのお電話を24時間・年中無休で受け付けますので、ご契約の内容を即座に確認することができ、迅速なサービスのご提供が可能です。

知識・経験の豊富な担当スタッフが各種相談に日本語でご対応し、お客様のニーズ、トラブルの種類に応じ、各種の業者を起用し、次のようなサービスをご提供致します。

東京海上日動海外総合サポートデスク (運営:INTAC)(注)

保険金の請求方法に関する各種相談

最寄りの病院の案内・紹介

キャッシュレス提携病院の案内・予約

病院等医療機関への支払保証

病人、ケガ人の移送の手配

救援者の渡航手続、ホテルの手配

ご遺体の日本への移送手配

最寄りのクレームエージェントの案内

中国医療サポートサービス (SSCメディカルサポート)(注)

(中国の場合)送迎サービス
(ホテルなど滞在場所から医療機関への送迎)

(中国の場合)通訳サービス
(日本語医療通訳スタッフの同行)

(注)戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供いただけない場合があります。また、海外におけるサービスの提供は現地の各種提携会社を通して行いますので、現地の担当者は日本語を話せない場合があります。

適用できる地域等のサービスの詳細については、東京海上日動火災保険(株)または代理店までお問合せください。

※上記は付帯海学(海外旅行保険部分)の事故対応です。学研災の対象の補償は現行通り、帰国後に学生から貴大学を通じて事故報告をいただきます(現行の学研災の事故報告と同じ方法です)。

なお、一定期間経過ごとに貴大学留学生の傷害事故データを提供致しますので、学研災の事故報告の確認等にご活用下さい。(付帯海学は日常生活も含めた補償であり、学研災は正課等に限定しているため、必ずしも全件は対象にはなりません。)

7. Q&A集

Q1. 「対象とする留学の定義」には、どのようなものが考えられるのか？

- A1. 例として、「大学が実施(承認)する全ての留学」「〇〇学部が実施する全ての留学」「大学が単位認定する留学」等が考えられます。
なお、留学先の国の事情などにより、ある国(または、ある大学、あるプログラム)は除くなどの場合には、「大学が実施する留学(「但し、留学先が〇〇の場合は除く)」と特定していただくことが必要です。

Q2. 対象となる学生は「全員加入が必要」とのことだが、必ず加入しなくてはならないのか？

- A2. 「包括契約」という保険契約形態を取りますので、対象となる留学プログラム毎に、学生は必ず加入していただきます。

Q3. 補償内容は本企画書のプランでないと駄目なのか？

- A3. 本プランは、学研災の補償を活かしつつ、学生にとって重要な補償である賠償責任や治療・救援者費用を充実した内容であり、極力本プランでの加入を推奨します。但し、大学に既に決められた補償内容や、留学先によって求められる補償内容がある場合などは、補償プランには一定の制約がありますので、個別にご相談ください。(詳細は提携代理店や保険会社にお問い合わせください。)

Q4. 大学内の学生全員が同じプランでないと駄目なのか？

- A4. 大学において管理しやすいように原則1プランを推奨しておりますが、種々の事情により、学部等の単位で異なる補償内容にすることや、渡航国によって補償内容を変えること等は可能です。何れの場合も、「対象とする留学の定義」と「その留学に対応する補償内容」を事前に明確に決めていただきます。但し、補償内容は、事前に大学が決めていただきますので、学生が選択することはできません。

Q5. 留学前後に旅行等をする場合があるが、本制度の対象にできるのか？

- A5. 学生の私的旅行は、一般的には「大学が本制度加入の対象とする留学の定義」に合致しないと思われるので、本制度は対象外と考えられます。一方、事前の語学研修等や事後の短期間の滞在等も含めて「対象とする留学の一環である」と大学が認定する場合には、定義を明確にした上で、対象に加えることも検討させていただきます。
(本制度は導入大学全体の損害率に基づき保険料の割増引が決定されます。所謂「留学」と私的旅行ではリスクが異なると考えられますので、制度参加大学全体の公平性の観点からも判断させていただきます。)
なお、本制度の対象外で、学生が個別に海外旅行保険に加入を希望する場合には、個別に提携代理店や保険会社にご相談ください。

上記はQ&Aの一例です。個別の事情、詳細に関しては、提携代理店や保険会社にお問い合わせください。

8. お問い合わせ先

大学の所在する地区別に担当窓口を設けております。

付帯海学に関するお問い合わせにつきましては、下記の地区別の担当窓口まで、お気軽にお問い合わせください。

ご連絡先	TEL: 03-3515-4133 FAX: 03-3515-4132
-------------	--

<本制度全般に関するお問い合わせについて>

公務第二部 公務第一課 遠藤(えんどう)・諏訪部(すわべ)

<個別のご相談について>

担当エリア	担当者名
東京都・埼玉県・群馬県・新潟県・山梨県・長野県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	公務第二部 島崎(しまさき)
大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県	公務第二部 中塚(なかつか)
神奈川県・静岡県・愛知県	公務第二部 大内(おおうち)
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・栃木県・茨城県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	公務第二部 片山(かたやま)
北海道・千葉県・富山県・石川県・福井県・三重県・岐阜県・沖縄県	公務第二部 武部(たけべ)